

正 誤 表

『改訂五版 実務に活かす印紙税の知識』（平成30年10月1日発行）中、誤解を招く表現がありましたのでお詫びの上、下記の通り記述を改めさせていただきます。

税務研究会出版局（2018.11）

【該当箇所】 44ページ11行目～12行目

（誤）

また、その契約金額が減少するときには記載金額がないものとなって、「継続的取引の基本となる契約書」となります。



（正）

また、その契約金額が減少する場合において、原契約書の契約期間内の契約期間及び減少後の清掃費月額が記載されているときには、減少後の契約金額の計算ができますから、契約金額の記載のある「請負に関する契約書」と「継続的取引の基本となる契約書」とに該当して「請負に関する契約書」となり、次に、その「請負に関する契約書」は記載金額のない「請負に関する契約書」となります。これに対して、原契約書の契約期間内の清掃費月額が減少する場合であっても、減少後の清掃費月額の適用始期のみが記載されているときには、契約金額の計算ができませんから、契約金額の記載のない「請負に関する契約書」と「継続的取引の基本となる契約書」とに該当して「継続的取引の基本となる契約書」となります。

×モ

請負に関する契約書と継続的取引の基本となる契約書の両方に当てはまる文書については、そのいずれか一つの文書として印紙をはることとなりますので、このことについては、巻末二五二ページを参照してください。また、契約金額が減少する請負に関する契約書の記載金額の計算については、三四ページ以下を参照してください。